

Vitalityポイント加算の申込期限の変更について

住友生命「Vitality」では、日々の健康増進への取組みについて、ポイント加算の申込みを行うことでポイントを獲得し、ポイントに基づいて判定されるステータスに応じて保険料が変動したり、さまざまな特典（リワード）をご利用いただくことができます。

今般、お客さまが実施された健康増進への取組みについて、より確実にポイントを獲得し、上位ステータスの達成を目指していただけるようにするために、下記のとおり変更します。

記

1. 変更の内容

健康診断結果の提出や運動（イベント）等の提出期限（ポイント加算の申込期限）について、これまでは活動日の翌日から起算して6か月を申込期限としておりましたが、保険契約ごとの「保険料の判定にかかる申込期限（保険料判定日の2か月後^{※1}）」までポイント加算の申込みができるように変更します^{※2}。

これに伴い、「Vitality健康プログラム規約」および「Vitalityポイント獲得ガイド」を改定します。詳細は改定後の「Vitality健康プログラム規約」（[こちら](#)）および「Vitalityポイント獲得ガイド」（[こちら](#)）をご参照ください。

2. 対象者

すべてのVitality会員

3. 開始日

2020年3月31日^{※3}

4. その他

保険契約ごとの「保険料の判定にかかる申込期限」については、毎年の保険料判定の前に、改めてVitality会員宛にメールでお知らせします^{※4}。

また、ポイント対象の活動を実施された場合は、従来どおり、申込期限によらず、なるべくお早めに会員ポータルからポイント加算の申込みを行っていただきますよう、お願いします。

※1. 活動日が属する会員年度の翌会員年度以降初めて到来する保険料判定日の翌日から起算して2か月を経過する日。なお、活動日が属する会員年度の翌会員年度以降もポイントが付与される活動（「予防」のうち、「胃がん検診」「乳がん検診」「子宮頸がん検診」「肺炎球菌ワクチン接種」）については、活動日が属する会員年度の翌々会員年度の初日から起算して1か月を経過した日が申込期限となります。

※2. 特典の利用に適用されるステータスは、活動日が属する会員年度の翌会員年度の末日が申込期限となります。

※3. 開始日以前に実施されたポイント対象の活動についても、「保険料の判定にかかる申込期限」までに会員ポータルからポイント加算の申込みを行っていただくことが可能となります。

※4. 開始日時点で「保険料の判定にかかる申込期限」が近づいているVitality会員については、2020年4月中にメールでお知らせします。

以上